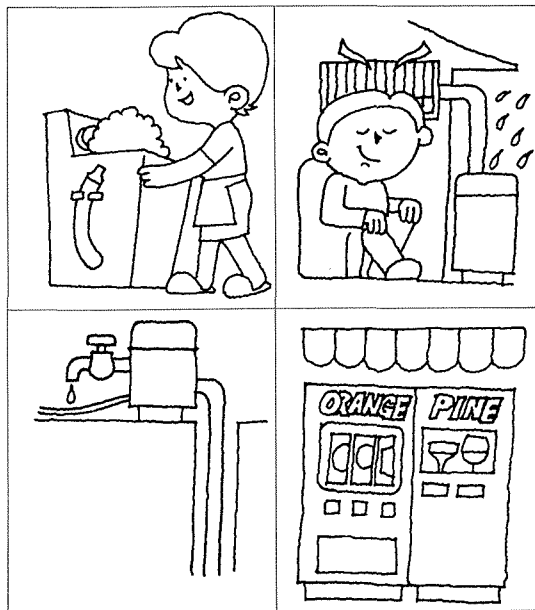
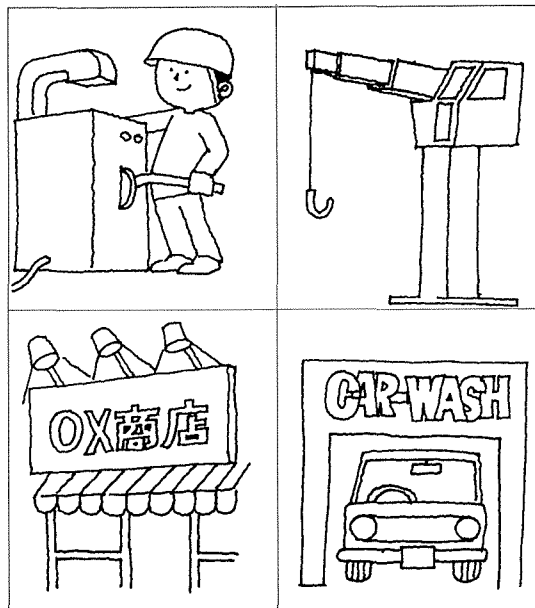


③. 設置場所の例

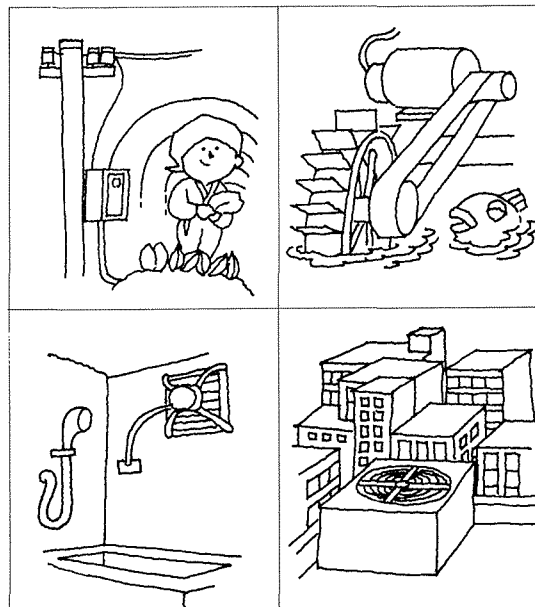
家庭・店舗・厨房



工場・建設現場



農漁業・遊園地・ホテル・その他



水気・湿気のある場所	●洗濯機などの水廻り機器 ●調理場の冷凍・冷蔵庫など ●グリーンハウスの作業場など
軒下に置く場合 (雨線外)	●井戸ポンプ●エアコン●屋外コンセント●自動販売機●アイスボックス ●ショーケース
屋 外 の 設 備	●庭園燈●池の水中照明●井戸ポンプ ●クーリングタワー●アイスボックス ●自動販売機●ショーケース
200V 回 路 (三相3線式)	●パッケージ形・セパレート形・ウインド形エアコン●大形ドライクリーニング機器
200V 白熱電線回路	●照明用白熱電燈
アーケードの照明	●照明用白熱電燈
架 空 電 飾	●ビヤガーデンのちょうちん ●その他

軒下に置く場合 (雨線外)	●自動販売機●エアコン ●その他工場設備
水気・湿気の多い場所	●工作機械●給排水装置●メッキ装置 ●塗装装置●脱水機●除湿機
屋 外 の 設 備	●浄化装置●ポンプ●リフト●ホイスト ●クレーン●水処理装置●屋外試験装置
臨 時 施 設	●土木、建築工事現場●照明用電燈 ●溶接器●ポンプ●ヒーター
移動式、可搬式機器	●移動式・可搬式機器 ●水中ポンプ●ベルトコンベア ●コンクリートミキサー●ドリル
400 V 回 路	●照明回路を含む400V回路のすべて
200V 白熱電燈回路	●照明用電燈
火薬庫等の危険な場所	●火薬・爆薬などの貯蔵庫
ガス・蒸気など危険場所	●塗装工場●ガソリンスタンド ●アルコール工場

電気温床などの回路	●園芸・畜産用電熱電動装置 ●灌溉用ポンプ ●温床ハウス用換気扇
養 魚 場 の 施 設	●エアーポンプ ●攪拌ポンプ ●電熱装置
軒下に置く場合 (雨線外)	●自動販売機●ショーケース ●遊戯用の電気設備 ●その他
水気・湿気の多い場所	●洗車機 ●遊戯用の電気設備 ●プールなどの照明装置
屋 外 の 設 備	●クーリングタワー●遊戯場の電気設備 ●浄化装置 ●照明用電燈
400 V 回 路	●照明回路を含む400V回路のすべて
200V 白熱電燈回路	●照明用白熱電燈
浴室内コンセント回路	●ホテルなどの浴室内の換気扇用コンセントなど

■内線規程改正(昭和53年12月)

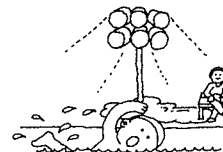
取り付け場所の拡大と強化

〈151-1-18〉 次の各号に掲げる設備に電気を供給する回路には、漏電しゃ断器を施設しなければならない。

①プール、公衆浴場に使用する循環濾過ポンプ、給排水ポンプ等用の電動機設備

②プールサイドの照明設備(人の触れるおそれのない場合又は絶縁性のポールを使用する場合、照明器具の外箱が絶縁性のものである場合を除く。)

注) 公衆浴場には、温湯、潮湯又は温泉その他を使用して公衆を入浴させる施設のほか、ホテル、旅館の大浴場などを含むものとする。



悪環境の密閉場所への施設禁止

〈151-3-1〉 漏電しゃ断器などは、機械器具に内蔵される場合を除き、容易に点検できる場所以外の場所又は次のいずれかに該当する場所に施設してはならない。ただし、当該場所に対する対策が十分に施される場合にあってはこの限りでない。

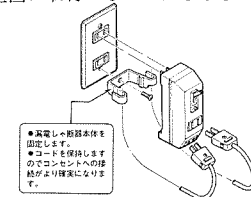
- ①高温場所 ②湿気の多い場所
③水気のある場所 ④特に振動の著しい場所



注) ただし書②又は③の場所に施設できる漏電しゃ断器として「防雨形」と「防滴形」の漏電しゃ断器がある。

漏電しゃ断器の固定を堅固に

〈151-4-1〉 漏電しゃ断器などを施設する場合は、機械器具に内蔵される場合を除き、造営材等これらに類するものに堅固に取付けなければならない。



停電警報装置の設置義務付

〈151-5〉 漏電しゃ断器などが、電路を自動的にしゃ断した場合に使用設備に与える影響が大きいものについては、電路をしゃ断したとき、当該施設の監視所などに停電を警報する装置を施設しなければならない。

注) このような設備としては、養魚場の給水、エアーポンプ、温床施設などの生物の育成栽培用のものなどがある。

